

令和8年4月13日

報道関係各位

南方熊楠顕彰館

館長 松居 竜五

南方熊楠研究奨励事業（若年研究者助成事業）チラシの訂正について

令和8年4月10日付「南方熊楠研究奨励事業（若年研究者助成事業）の実施について」にて添付しましたチラシについて、誤りがございましたので、下記及び別添のとおり訂正いたします。

報道関係の皆様におかれましては、ご迷惑をおかけし恐縮ですが、お取り計らいの程何卒よろしくご願ひいたします。

記

■訂正箇所

（ページ下部のURL及び二次元コード）

（誤） <https://www.minakata.org/minakatakenkyu/>

（正） <https://www.minakata.org/minakatakennkyu/>

■連絡先

文化振興課南方熊楠顕彰館

担当氏名 浅里

電話番号 0739-26-9909

南方熊楠研究奨励事業 若年研究者助成事業

南方熊楠顕彰会・田辺市



令和8年度

- 〔採用件数〕 2件以内 ※採用が1件の場合もあります。
- 〔助成期間〕 2カ年度(令和8年10月～令和10年3月31日)
- 〔助成金額〕 2件の総計 50万円以内(これらを2年間分とし、1年目一括交付する。)
- 〔助成対象〕 南方熊楠顕彰館資料閲覧やフィールド調査等のための旅費(交通費・宿泊費)、及び調査のための委託費用や物品等の消耗品の他、調査研究に必要なものとして。
- 〔対象研究分野〕 学問分野は問いませんが、次のいずれかに部分的にでも該当することが必要です。
- (1) 南方熊楠に関する研究
 - (2) 南方熊楠顕彰館所蔵資料を用いた研究
 - (3) 南方熊楠に関連する資料を用いた研究
- 〔助成対象者〕 (1) 原則として令和8年4月1日現在40歳未満の者(大学院生はこの限りではない)。
- (2) 個人、グループを問いません。
※グループの場合には代表者(申請者)を明記してください。高校生までのグループの場合には指導する教員(年齢制限なし)を代表としてください。
- (3) 研究機関への在籍の有無は問いません。
※NPO関係者や学芸員など、現場で実践する幅広い方々からの応募も歓迎します。

〔応募手続〕

所定の申請書に必要な所定事項を記入のうえ、令和8年7月31日までに事務局(南方熊楠顕彰館)に提出してください。

※本奨励事業の詳細については下記の南方熊楠顕彰館ホームページをご参照ください。
申請書のダウンロードもこちらです。

<https://www.minakata.org/minakatakennkyu/>



〒646-0035

和歌山県田辺市中屋敷町36番地

Tel: 0739-26-9909

E-mail: minakata@mb.aikis.or.jp

URL: <https://www.minakata.org>

南方熊楠顕彰館

MINAKATA KUMAGUSU ARCHIVES